

# 監 査 報 告 書

社団法人 成年後見センター・リーガルサポート  
理事長 芳 賀 裕 殿

平成 22 年 5 月 7 日

社団法人 成年後見センター・リーガルサポート  
監 事 伊 藤 佳 江  
監 事 春 日 昇  
監 事 林 勝 博

私ども監事は、平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までの第 11 会計年度における会計及び業務の監査を行った結果を、次のとおり報告する。

## 1 監査の方法の概要

- (1) 会計監査については、帳簿並びに関係書類の閲覧など必要と思われる監査手続を用いて計算書類の正確性を検討した。
- (2) 業務監査については、理事から業務の報告を聴取し、関係書類の閲覧など必要と思われる監査手続を用いて業務執行の妥当性を検討した。

## 2 監査意見

- (1) 収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録は、会計帳簿の記載の金額と一致し、法人の収支及び財産の状況を正しく示していると認める。
- (2) 累積会費未収金は執行部の努力により減少していることは評価できる。定額会費、定率会費はそれぞれ徴収根拠、方法に違いはあるものの法人の独立活動の源泉であり構成員の義務であることを十分認識し、次年度以降においても実情を精査・整理し、事案によっては法的手段を加味した対応を引き続き図られたい。
- (3) 新公益法人への移行を見据えて各支部を含めた法人全体が公益法人会計に対応した財務体制を安定的に構築していくための新システムの移行を行っている。特に、84%の支部が年度末までに新システムを導入・稼動し、決算提出スケジュールについては全支部が新公益法人会計基準に準拠して行われた。公益認定に向けての財務水準の向上が大変評価できる。
- (4) 事業報告書の内容は事実と認めうる。なお、不祥事の再発防止について執行部において引き続き務められたい。
- (5) 理事の職務執行に関する不正な行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はないと認める。

以上